

第 3 5 号議案

八王子市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 3 年 2 月 2 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年八王子市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章・第 2 章 （略） 第 3 章 雑則（第 3 5 条・ 第 3 6 条 ） 附則 （基本方針） 第 3 条 （略） 2・3 （略） 4 軽費老人ホームは、 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の 措置を講じなければならない。 5～7 （略） （施設長の責務等） 第 7 条 （略） 2 施設長は、当該軽費老人ホームの職員に次条 から第 9 条の 2 まで 及び第 1 3 条から第 3 4 条までの規定を遵守させるために必	目次 第 1 章・第 2 章 （略） 第 3 章 雑則（第 3 5 条） 附則 （基本方針） 第 3 条 （略） 2・3 （略） 4 軽費老人ホームは、 入所者への虐待の防止及び早期発見のため、職員に対する研修の実施その他の必要な 措置を講じなければならない。 5～7 （略） （施設長の責務等） 第 7 条 （略） 2 施設長は、当該軽費老人ホームの職員に次条、 第 9 条 及び第 1 3 条から第 3 4 条までの規定を遵守させるために必要な指揮命

要な指揮命令を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第9条 (略)

2 (略)

3 軽費老人ホームは、職員の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第9条の2 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(運営規程)

第13条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第16条及び第26条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(入退所)

第15条 (略)

2 (略)

令を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第9条 (略)

2 (略)

3 軽費老人ホームは、職員の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第13条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第16条及び第26条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(入退所)

第15条 (略)

2 (略)

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）又は施設サービス計画（同条第26項に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第25項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）又は施設サービス計画（同条第26項に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第25項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービス提供の方針）

第18条（略）

2～4（略）

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3)（略）

（揭示）

第26条（略）

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）又は施設サービス計画（同条第26項に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第25項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービス提供の方針）

第18条（略）

2～4（略）

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3)（略）

（揭示）

第26条（略）

(虐待の防止)

第31条の2 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常災害対策)

第32条 (略)

2 (略)

3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(電磁的記録等)

第35条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によ

(非常災害対策)

第32条 (略)

2 (略)

ることができる。

(委任)

第36条 (略)

附 則

(軽費老人ホームA型の基本方針)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5～7 (略)

(準用)

第10条 第5条から第7条まで、第9条から第10条まで、第12条から第16条まで、第18条から第21条まで及び第23条から第34条までの規定は、軽費老人ホームA型において準用する。この場合において、第7条第2項中「次条から第9条の2まで及び第13条から第34条まで」とあるのは、「附則第5条、附則第8条及び附則第9条並びに附則第10条において準用する第9条、第9条の2、第13条から第16条まで、第18条から第21条まで及び第23条から第34条まで」と読み替えるものとする。

(委任)

第35条 (略)

附 則

(軽費老人ホームA型の基本方針)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 軽費老人ホームA型は、入所者への虐待の防止及び早期発見のため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

5～7 (略)

(準用)

第10条 第5条から第7条まで、第9条、第10条、第12条から第16条まで、第18条から第21条まで及び第23条から第34条までの規定は、軽費老人ホームA型において準用する。この場合において、第7条第2項中「次条、第9条及び第13条から第34条まで」とあるのは、「附則第5条、附則第8条及び附則第9条並びに附則第10条において準用する第9条、第13条から第16条まで、第18条から第21条まで及び第23条から第34条まで」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八王子市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第9条第3項（新条例附則第10条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第9条第3項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第9条の2

(新条例附則第10条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第9条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは、「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第13条(新条例附則第10条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第13条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とし、新条例第31条の2(第3号に係る部分を除く。)(新条例附則第10条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第31条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。